

■パブリックコメント意見対応一覧

意見提案者	ページ	修正案・意見など	備考（理由など）	対応
パブコメより	一般対策編 総則-2	第8節2(1)14 被災した児童・生徒の応急教→ 被災した児童・生徒の応急教育	脱字ではないでしょうか？	左記の通り修正する
	一般対策編 総則-2	第8節2(3)2 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置 → 火災、水害等の応急措置及び被害拡大防止措置	「(2)仲多度南部消防組合消防本部」と表現を統一したほうがよい。	県計画と表現を統一しており、現行の表現とする。
	一般対策編 総則-3	(4)機関の名称 香川 → 香川県	脱字ではないでしょうか？	左記の通り修正する
	一般対策編 総則-3	(5)機関の名称 琴平警察 → 琴平警察署	脱字ではないでしょうか？	左記の通り修正する
	一般対策編 総則-4 地震対策編 総則-4	(7)四国森林管理局 4 民有林における災害時の応急対策	香川県防災計画と齟齬がみられます。	「4 民有林における災害時の応急対策」を追加する
	一般対策編 総則-6	(7)日本赤十字社香川県支部	香川県防災計画と齟齬がみられます。	(9)指定公共機関に含めています（県計画との整合済み）
	一般対策編 予防-3	(4)ウ 作成した計画について市町長に報告するものとする。 → 作成した計画について町長に報告するものとする。	修正漏れです。	左記の通り修正する
	一般対策編 予防-5 予防-7	エ(イ) b大規模工場等の所有者又は管理	町内に大規模工場等に該当する施設はありますか？	該当する大規模工場等はないため「b大規模工場等の所有者又は管理」も内容は削除する。
	一般対策編 予防-5	カ 水防団の育成・強化 町は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を・・・	水防団で女性団員の募集はしているのでしょうか？していないなら今後は募集するということですか？	現状において女性団員は不在であるが、入団は可能である
	全般-	市町 → 町	修正漏れです。	左記の通り修正する
	一般対策編 予防-9 地震対策編 予防-1	第6節2(2),(3),(4) 市街地	市街地とは町内で具体的にどこの地区を指していますか？市街地、非市街地を明示した地図等がありますか？	琴平町の市街地は、琴平町都市計画マスタープランの将来都市構造図（P79）に市街地ゾーンとして明示している
	一般対策編 予防-15	第11節 原子力災害予防計画 主な実施担当	実施機関に香川県水道広域事業団は入らないのですか？	香川県水道広域企業団を追加する
	一般対策編 予防-26	第19節1(2) 県及び関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、・・・	香川県地域防災計画には、県の役割として、そのような記述は見られませんが、県としてその役割を果たしてもらえるのでしょうか？	県計画との整合済み
	一般対策編 予防-35 地震対策編 予防-20	第22節2 2 飲料水の確保（地域整備課）	実施担当に香川県水道広域事業団は含まれないのですか？	香川県水道広域企業団を追加する
	一般対策編 予防-37	第24節1 平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、・・・	NPO への活動支援とは、具体的にどのようなことをするのですか？	社会福祉協議会を中心し、活動の企画や運営のサポート、人材育成を推進する
	一般対策編 予防-41	第26節1 1 総合訓練（総務課）	総合訓練は総務課が実施担当になるのですか？	企画防災課に変更する
	一般対策編 応急-12	第4節1(2)ア 略	高潮特別警報を記述し、高潮注意報を記述しないのはなぜですか？	琴平町では対象とならない以下の事象は削除する 波浪、高潮、波浪特別警報、高潮特別警報
	一般対策編 応急-17	第4節1(2) (2) 土砂災害警戒情報 → (3) 土砂災害警戒情報	(1)が追加されたため、番号が誤っていませんか？以降の番号も同様です。	左記の通り修正する

意見提案者	ページ	修正案・意見など	備考（理由など）	対応
	一般対策編 応急-20	第4節1(3) 【土器川洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】 琴平町総務課	洪水予報の連絡は総務課で対応するのですか？	企画防災課に変更する
	一般対策編 応急-27	第7節2 町は、住民等からの問い合わせに対応するために、相談窓口を総務課に設置する。	実施担当に総務班を加えるべきではないですか？	実務担当の事務局に総務課を含んでおり現行の表現とする
	全体 一般対策編 応急-31	第10節3(1)イ(カ) (カ) 死体の検案	遺体から死体に修正されていますが、本修正案には他にも遺体との表記があります。遺体と死体の違いはなんですか？	一般的に、動物には「死体」、人間には「遺体」の使い分けが行われており、「遺体」で統一する。
	一般対策編 応急-40	第13節6(6) (6) 消防職団員、水防団員、・・・	実施担当に仲多度南部消防組合は含めないのですか？	実施担当に仲多度南部消防組合を追加する
	一般対策編 応急-43	第14節2(3)イ イ 町は、学校給食センター、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。	学校給食センターは町外にありますが、炊き出しを行うにあたって、自主防災組織の協力を求めるのですか？	給食センターは広域施設として、これまでの役割を継続する
	一般対策編 応急-43 地震対策編 応急-36	第14節2(3)ウ ウ ボランティア等による炊出しの申し出があった場合、学校給食センターが関係機関と調整して随時実行する。	善通寺市、多度津町の事務局、関係機関との調整も給食センターが行うのですか？	「学校給食センターと関係機関が調整して随時実行」に変更する
	一般対策編 応急-43 地震対策編 応急-36	第14節2(3)エ エ 町は、炊出しの実施が困難な場合は、 → エ 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、	修正漏れです。	左記の通り修正する
	一般対策編 応急-44 地震対策編 応急-37	第15節 給水計画 《主な実施担当者》 調査復旧班	主な実施担当に香川県広域水道企業団を加えるべきではないですか？	香川県広域水道企業団を追加する
	一般対策編 応急-45 地震対策編 応急-38	第16節 生活必需品等供給計画 《主な実施担当者》 住民生活対策班 (3) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。	ボランティアの協力を得るなら、主な実施担当に琴平町社会福祉協議会を加えるべきではないですか？	琴平町社会福祉協議会を追加する
	一般対策編 応急-48 地震対策編 応急-41	第18節2(1) 許可業者を動員し班体制を組み、住民サービス課により → 許可業者を動員し班体制を組み、住民福祉課により	修正漏れです。	左記の通り修正する
	一般対策編 応急-50 地震対策編 応急-43	第19節3(4) (4) 町は、遺体の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。	輸送に船舶が必要というのは、どのような状況を想定していますか？	船舶は想定しないため削除する
	一般対策編 応急-57 地震対策編 応急-50	第24節4(1) (1) 水道事業者は、災害が発生したときは、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。	主な実施担当に香川県広域水道企業団を加えるべきではないですか？	香川県広域水道企業団を追加する
	一般対策編 応急-69	第33節5 5 水道事業者の応急対策 (1) 水道水の安全性の確保 ア 検査の実施 県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。	主な実施担当に香川県広域水道企業団を加えるべきではないですか？	香川県広域水道企業団を追加する